

# 神奈川県議会会議規則の一部改正等の概要について

## 1 趣旨

議会改革及び議会 I C T の取組として、対面演壇の設置、会議における情報通信機器の持込み及び使用、会議資料の電子化を今定例会から本格実施することとなったことに伴い、神奈川県議会会議規則について、所要の改正を行う。

## 2 改正の内容

### (1) 対面演壇の設置に伴う措置<第53条関係>

対面演壇の設置に伴い質問者席を廃止することから、第53条中「自席又は質問者席」を「議席」に改める。また、この改正に併せて、「すべて」について、法制上適切な表記に改める。

### (2) 情報通信機器の持込み及び使用に伴う措置<第128条の2（新設）関係>

第8章の「規律」に、第128条の2として、議事に必要な範囲を超えた情報通信機器の使用を禁止する規定を設ける。

### (3) 会議資料の電子化に伴う措置<第143条（新設）関係>

議案等の配布について、電磁的方法により議員が議案等を閲覧できる状態に置くことができる旨の改正を行う。

具体的には、「神奈川県議会会議規則第143条の規定に基づく配布に代わる措置に関する規程」を別途設け、対応する。

なお、第143条の新設に伴い、現行の第143条を第144条とする。

## 3 新旧対照表（案）

新	旧
<p>(発言の場所) 第53条 発言は、<u>全て</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な発言は、議長の許可を得て<u>議席</u>であることができる。</p> <p><u>(議事に必要な範囲を超えた情報通信機器の使用の禁止)</u> 第128条の2 <u>議事中は、議事に必要な範囲を超えて情報通信機器を使用してはならない。</u></p>	<p>(発言の場所) 第53条 発言は、<u>すべて</u>議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な発言は、議長の許可を得て<u>自席又は質問者席</u>であることができる。</p> <p>&lt;新設&gt;</p>

新	旧
<p><u>(配布に代わる措置)</u></p> <p><u>第143条 第12条第2項、第23条、第42条第2項、第81条第2項（第83条第4項において準用する場合を含む。）及び第108条第1項の規定にかかわらず、議長は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により議員が議案、議事日程、議案の修正案、答弁書及び請願文書表を閲覧できる状態に置く措置であつて、議長が定めるものを講ずることをもつて、これら文書の配布に代えることができる。</u></p> <p><u>第144条</u> （略）</p>	<p>&lt;新設&gt;</p> <p><u>第143条</u> （略）</p>

#### 4 施行日

公布の日から施行する。

#### 5 議長が定める措置

##### (1) 「神奈川県議会会議規則第143条の規定に基づく配布に代わる措置に関する規程」の新設

配布に代わる措置として、「議会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて議員の閲覧に供する方法により議員が議案、議事日程、議案の修正案、答弁書及び請願文書表を閲覧できる状態に置く措置」を定める。（別紙）

##### (2) 施行日

神奈川県議会会議規則の一部改正の施行日に合わせて施行する。

**神奈川県議会会議規則第143条の規定に基づく配布に代わる措置に関する  
規程（案）**

神奈川県議会会議規則第143条に規定する電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により議員が議案、議事日程、議案の修正案、答弁書及び請願文書表を閲覧できる状態に置く措置であって、議長が定めるものは、議会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて議員の閲覧に供する方法により議員が議案、議事日程、議案の修正案、答弁書及び請願文書表を閲覧できる状態に置く措置とする。

**附 則**

この規程は、平成29年5月 日から施行する。